

令和5年度 指名停止等一覧公表

※組合が準用する新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づき、指名停止等の措置を行った入札参加有資格者は、下表のとおりです。

業者名	主たる営業所の所在地	指名停止期間等	指名停止等の理由
(株)岩村組	新潟県新発田市	令和5年10月23日から令和6年4月22日まで	競売入札妨害又は談合(要綱別表第2、6号該当)
(株)小野組	新潟県胎内市	令和5年10月26日から令和6年1月25日まで	競売入札妨害又は談合(要綱別表第2、6号該当)
延本建設(株)	新潟県胎内市	令和5年10月26日から令和6年1月25日まで	競売入札妨害又は談合(要綱別表第2、6号該当)
(株)西奈美組	新潟県胎内市	令和5年10月26日から令和6年1月25日まで	競売入札妨害又は談合(要綱別表第2、6号該当)
(株)小池組	新潟県新発田市	令和5年12月6日から令和5年12月19日まで	工事中の契約関係者事故(要綱別表第1、8号該当)

当該指名停止等の措置について、指名停止等の措置を受けたことに対して不服がある場合は、苦情の申立てを行うことができます。

苦情の申立てを行う場合は、当該指名停止等の業者を公表した日の翌日から起算して5日(新発田地域広域事務組合の休日を定める条例(平成3年条例第1号)第1条に規定する休日を除く。)以内に、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる件名、不服のある事項、不服の根拠となる事項等について記載の上、行ってください。